

公立大学法人秋田県立大学学長の任期に関する規程

令和4年4月20日

規程第66号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学定款第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人秋田県立大学の学長となる理事長（以下「学長」という。）の任期に関し必要な事項を定める。

(学長の任期)

第2条 学長の任期は、6年とする。

2 学長は、再任されることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、任期途中で解任又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の場合における後任者の任期が3年を超えないときは、第2項の規定にかかわらず、当該後任の学長は、1回を限度として再任されることができる。

(雑則)

第3条 この規程を改正するときは、公立大学法人秋田県立大学学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、令和4年4月20日から施行する。

2 この規程施行の際、現に学長である者の任期は、施行後の第2条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。